

平成30年11月21日

平成29年度資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率について監査委員の審査意見書を付けて議会11月定例会へ報告しましたので、その内容について次のとおりお知らせします。

会計の名称	事業の規模 ①	資金不足額 ②	資金不足比率 ②/① (%)	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	千円 39,059,051	千円 —	—	20%

上表のとおり平成29年度決算において資金不足額はありません。表中資金不足比率の欄の「—」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

注) 資金不足比率とは、資金不足額が事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を表す指標です。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。